

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	更新年月日	直近の更新年月日
久米島町	久米島地区（3集落）	令和3年6月30日	-	-

## 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	229ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	184.2ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	31.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	31.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.7ha
(備考) 今後、現状を維持しながらも新たな作物の導入意向がある。	

## 2. 対象地区の課題

①農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
②若者の農業者が減少し、高齢化が進み後継者がいない現状である。
③集落・地域に青年就農者が入ってくる必要がある。
④ほ場整備を行わないと、作物（さとうきび・花卉類等）の収穫生産ができない。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人が担うほか、農地利用を希望する認定農業者や認定新規就農者や基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

#### 4. 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針（任意記載事項）

##### （農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。

##### （農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

##### （基盤整備への取組方針）

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画化の基盤整備に取り組む。

##### （新規作物や畜産振興の導入方針）

さとうきびや花卉類等の土地を利用した作物や畜産に係る飼料作物の生産を目指す。

##### （鳥類被害防止対策の取組方針）

地域による鳥類被害対策を行政と各地区とも連携して対策を講ずる。

「（参考）中心経営体」

（１）経営体数

	個人・任意組合	法人
①認定農業者	1人	1法人
②認定新規就農者	人	法人
③集落営農組織	組織	法人
④他市町村の認定農業者	人	法人
⑤他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥基本構想水準到達者	13人	1法人
⑦今後育成すべき農業者	人	1法人

（２）農地の集積面積

	中心経営体の経営面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	63.7ha	229ha	28%
今後	76.4ha	229ha	33%

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	更新年月日	直近の更新年月日
久米島町	仲里地区（5集落）	令和3年6月30日	-	-

## 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	287ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	147.5ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	28.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.3ha
(備考) 今後、現状を維持しながらも新たな作物の導入意向がある。	

## 2. 対象地区の課題

①農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
②若者の農業者が減少し、高齢化が進み後継者がいない現状である。
③集落・地域に青年就農者が入ってくる必要がある。
④ほ場整備を行わないと、作物（さとうきび・花卉類等）の収穫生産ができない。

### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人が担うほか、農地利用を希望する認定農業者や認定新規就農者や基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

#### 4. 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針（任意記載事項）

##### （農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。

##### （農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

##### （基盤整備への取組方針）

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画化の基盤整備に取り組む。

##### （新規作物や畜産振興の導入方針）

さとうきびや花卉類等の土地を利用した作物や畜産に係る飼料作物の生産を目指す。

##### （鳥類被害防止対策の取組方針）

地域による鳥類被害対策を行政と各地区とも連携して対策を講ずる。

「（参考）中心経営体」

（１）経営体数

	個人・任意組合	法人
①認定農業者	10人	2法人
②認定新規就農者	5人	法人
③集落営農組織	組織	法人
④他市町村の認定農業者	人	法人
⑤他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥基本構想水準到達者	12人	1法人
⑦今後育成すべき農業者	2人	法人

（２）農地の集積面積

	中心経営体の経営面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	86.7ha	287ha	30%
今後	104.ha	287ha	36%

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	更新年月日	直近の更新年月日
久米島町	美崎地区（3集落）	令和3年6月30日	-	-

## 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	111ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	77.4ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	7.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.2ha
(備考) 今後、現状を維持しながらも新たな作物の導入意向がある。	

## 2. 対象地区の課題

①農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
②若者の農業者が減少し、高齢化が進み後継者がいない現状である。
③集落・地域に青年就農者が入ってくる必要がある。
④ほ場整備を行わないと、作物（さとうきび・花卉類等）の収穫生産ができない。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人が担うほか、農地利用を希望する認定農業者や認定新規就農者や基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

4. 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針（任意記載事項）

（農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。

（農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

（基盤整備への取組方針）

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画化の基盤整備に取り組む。

（新規作物や畜産振興の導入方針）

さとうきびや花卉類等の土地を利用した作物や畜産に係る飼料作物の生産を目指す。

（鳥類被害防止対策の取組方針）

地域による鳥類被害対策を行政と各地区とも連携して対策を講ずる。

「（参考）中心経営体」

（１）経営体数

	個人・任意組合	法人
①認定農業者	人	2法人
②認定新規就農者	人	法人
③集落営農組織	組織	法人
④他市町村の認定農業者	人	法人
⑤他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥基本構想水準到達者	2人	法人
⑦今後育成すべき農業者	人	法人

（２）農地の集積面積

	中心経営体の経営面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	35.8ha	111ha	32%
今後	43.0ha	111ha	39%

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	更新年月日	直近の更新年月日
久米島町	比屋定地区（3集落）	令和3年6月30日	-	-

## 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	167ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	106.5ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	9.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.5ha
(備考) 今後、現状を維持しながらも新たな作物の導入意向がある。	

## 2. 対象地区の課題

①農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
②若者の農業者が減少し、高齢化が進み後継者がいない現状である。
③集落・地域に青年就農者が入ってくる必要がある。
④ほ場整備を行わないと、作物（さとうきび・花卉類等）の収穫生産ができない。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人が担うほか、農地利用を希望する認定農業者や認定新規就農者や基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

#### 4. 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針（任意記載事項）

##### （農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。

##### （農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

##### （基盤整備への取組方針）

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画化の基盤整備に取り組む。

##### （新規作物や畜産振興の導入方針）

さとうきびや花卉類等の土地を利用した作物や畜産に係る飼料作物の生産を目指す。

##### （鳥類被害防止対策の取組方針）

地域による鳥類被害対策を行政と各地区とも連携して対策を講ずる。

「（参考）中心経営体」

（１）経営体数

	個人・任意組合	法人
①認定農業者	6人	法人
②認定新規就農者	4人	法人
③集落営農組織	組織	法人
④他市町村の認定農業者	人	法人
⑤他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥基本構想水準到達者	9人	法人
⑦今後育成すべき農業者	1人	法人

（２）農地の集積面積

	中心経営体の経営面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	82.7ha	167ha	50%
今後	99.2ha	167ha	59%

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	更新年月日	直近の更新年月日
久米島町	大岳地区（6集落）	令和3年6月30日	-	-

## 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	248ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	152.4ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	17.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.5ha
(備考) 今後、現状を維持しながらも新たな作物の導入意向がある。	

## 2. 対象地区の課題

①農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
②若者の農業者が減少し、高齢化が進み後継者がいない現状である。
③集落・地域に青年就農者が入ってくる必要がある。
④ほ場整備を行わないと、作物（さとうきび・花卉類等）の収穫生産ができない。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人が担うほか、農地利用を希望する認定農業者や認定新規就農者や基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

#### 4. 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針（任意記載事項）

##### （農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。

##### （農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

##### （基盤整備への取組方針）

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画化の基盤整備に取り組む。

##### （新規作物や畜産振興の導入方針）

さとうきびや花卉類等の土地を利用した作物や畜産に係る飼料作物の生産を目指す。

##### （鳥類被害防止対策の取組方針）

地域による鳥類被害対策を行政と各地区とも連携して対策を講ずる。

「（参考）中心経営体」

（１）経営体数

	個人・任意組合	法人
①認定農業者	10人	2法人
②認定新規就農者	10人	法人
③集落営農組織	組織	法人
④他市町村の認定農業者	人	法人
⑤他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥基本構想水準到達者	24人	法人
⑦今後育成すべき農業者	4人	法人

（２）農地の集積面積

	中心経営体の経営面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	112.6ha	248ha	45%
今後	135.1ha	248ha	54%

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	更新年月日	直近の更新年月日
久米島町	清水地区（6集落）	令和3年6月30日	-	-

## 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	287ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	188.50ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	67.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	46.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	25.1ha
(備考) 今後、現状を維持しながらも新たな作物の導入意向がある。	

## 2. 対象地区の課題

①農地が利用されず遊休農地が増加する懸念がある。
②若者の農業者が減少し、高齢化が進み後継者がいない現状である。
③集落・地域に青年就農者が入ってくる必要がある。
④ほ場整備を行わないと、作物（さとうきび・花卉類等）の収穫生産ができない。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人が担うほか、農地利用を希望する認定農業者や認定新規就農者や基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

#### 4. 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針（任意記載事項）

##### （農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。

##### （農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我などの事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受けてへの付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

##### （基盤整備への取組方針）

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の区画化の基盤整備に取り組む。

##### （新規作物や畜産振興の導入方針）

さとうきびや花卉類等の土地を利用した作物や畜産に係る飼料作物の生産を目指す。

##### （鳥類被害防止対策の取組方針）

地域による鳥類被害対策を行政と各地区とも連携して対策を講ずる。

「（参考）中心経営体」

（１）経営体数

	個人・任意組合	法人
①認定農業者	10人	1法人
②認定新規就農者	4人	法人
③集落営農組織	組織	法人
④他市町村の認定農業者	人	法人
⑤他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥基本構想水準到達者	28人	1法人
⑦今後育成すべき農業者	5人	法人

（２）農地の集積面積

	中心経営体の経営面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	125.4ha	287ha	44%
今後	150.5ha	287ha	52%